

大洗町国土強靱化計画



令和7年3月
大洗町

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け	1
1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置付け	1
(1) 地域防災計画と国土強靱化地域計画	2
(2) 計画期間	2
第2章 大洗町における国土強靱化の基本的な考え方	3
1 大洗町の概況と災害の記録	3
(1) 位置	3
(2) 気候	3
(3) 地質	3
(4) 社会条件	4
(5) 人口	4
(6) 産業	5
(7) 災害の記録	5
(8) これからの災害対策のあり方	7
2 本町における国土強靱化の基本目標	7
3 計画の対象とする災害	8
4 本町における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項	9
(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項	9
(2) 分野横断的に対応すべき事項	10
(3) 社会情勢の変化に関する事項	10
(4) 近年の災害で得られた新たな知見	12

第3章 脆弱性評価の基本方針 13

1 脆弱性評価の考え方.....	13
2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	13
3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）.....	15
4 脆弱性評価と施策の推進方針.....	16
5 強靱化推進のためのポイント.....	17
(1) 意識改革の必要性.....	17
(2) 被害想定 of 必要性.....	17
(3) ハード整備とソフト事業の組み合わせの必要性.....	17
(4) 多重化・代替性確保の必要性.....	17
(5) 保有する機能（人材・資機材）を最大限に活用する必要性.....	17
(6) 将来の街づくりビジョンの必要性.....	17

第4章 脆弱性の評価と最悪の事態回避のための施策方針 18

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ.....	18
目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・ 避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ.....	23
目標 3 必要不可欠な行政機能を確保する.....	29
目標 4 経済活動を機能不全に陥らせない.....	30
目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネット ワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる.....	34
目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	37

第5章 施策分野ごとの推進方針42

- ① 住民の命と生活を守るまちづくり.....42
- ② 一人ひとりを大切にするみんなが住みよいまちづくり.....47
- ③ 観光を中心とした共創による儲かる地場産業のまちづくり48
- ④ 大洗の未来を担う人材を育てるまちづくり50
- ⑤ 持続可能な行財政運営によるまちづくり51
- ⑥ 横断的分野52

第6章 計画の推進と進捗管理54

- 1 施策の重点化の設定.....54
- 2 計画の推進56
 - (1) 推進体制の構築.....56
 - (2) P D C Aサイクルの確立と徹底.....57
 - (3) 他の計画の必要な見直し57

【別紙】 個別事業一覧

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靱化に係る国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という）を策定した（その後、平成30年12月、令和5年7月28日に基本計画を変更している）。

茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携のもと、県の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に「茨城県国土強靱化計画」（以下「県計画」という）を策定し、令和4年3月に改定している。

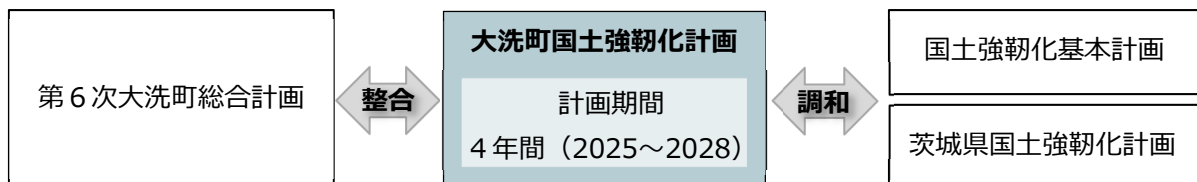
本町でも東日本大震災以降も台風や洪水などによる被害が発生しており、第6次大洗町総合計画において「幸せ無限大・不幸ゼロのまち大洗」を目指すことを将来都市像として掲げ、水に囲まれた地形や港湾施設、原子力施設を有する本町において、地域社会の安全と安心に寄与するために、地域の実情にあった防災・消防体制の構築に取り組んでいる。

国の基本計画及び県計画を踏まえ、本町においても、大規模自然災害等から町民の生命と財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために「大洗町国土強靱化計画」（以下「本計画」という）を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

また、国の「基本計画」、茨城県の「県計画」と調和のとれた計画とすると同時に「第6次大洗町総合計画」（中期計画期間：2025年～2028年）における地域防災力の向上などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置づける。



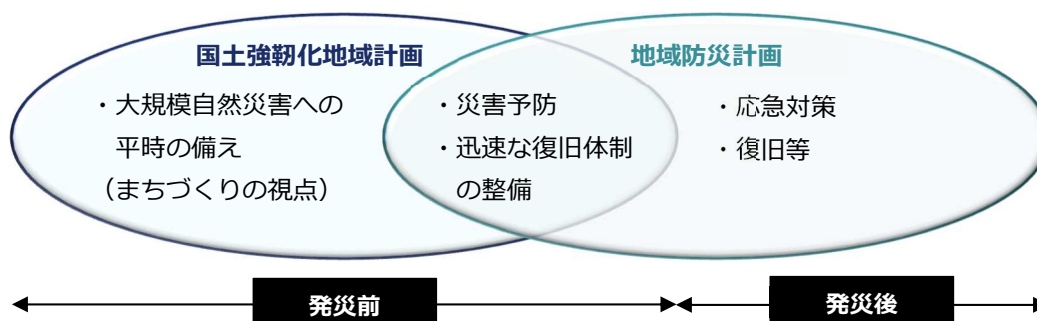
(1) 地域防災計画と国土強靱化地域計画

本町における災害への取組について定めた計画としては、既に「大洗町地域防災計画」がある。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっている。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となる。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めている。



(2) 計画期間

国や茨城県における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は「基本計画」及び「県計画」を踏まえ、また、第6次大洗町総合計画（中期）の計画期間と整合させ、2025年からの4年間とする。

（2025年度から2028年度まで）

第2章 大洗町における国土強靱化の基本的な考え方

1 大洗町の概況と災害の記録

(1) 位置

本町は、北緯 36°18' 東経 140°34' に位置し、東西 2.5km、南北 9.0km で細長い形をしている。面積は、23.89 km²。東京からは約 100km。茨城県の太平洋岸のほぼ中央にあり、東茨城郡の東端に位置している。県都水戸市の中心部（水戸駅）から南東に約 11km、東は太平洋に面し、北は那珂川を境にひたちなか市と、北北西～北西は涸沼川を境に水戸市と、西～南西は汽水湖である涸沼をはさみ茨城町と、南南西～南は鉾田市とそれぞれ接している。美しい海岸線はおおらかな湾形をなし、市街地はおおむねこれに沿う低地部に形成され、後方に標高 25m～35m の丘陵を背負っている。涸沼側に近い低地部には水稻が栽培され、丘は、畑・山林となっている。丘陵は関東ローム層の洪積台地である鹿島台地の北部に位置しており、那珂川河口から南の一部は砂丘地帯となっている。

(2) 気候

太平洋型の海洋性気候のため、平均気温は茨城県の内陸地方と比較すると冬は平均で 1～3 度高く、逆に夏は 2 度前後低くなるため、温和で過ごしやすい気候となっている。降雨量についてみると、6 月の梅雨及び秋の 9 月、10 月にかけて多く、冬の 1 月頃に少ない。このため、冬から春の初めにかけて乾燥した日が続く。また、この時期には季節風も強く、特に 3 月、4 月には発達した低気圧の通過に伴って、海上では 15m/s、陸上でも 10m/s 以上の風が吹く。この時、海は大しけになり、特に船舶は注意が必要である。また、4 月下旬から 5 月下旬にかけて晩霜に見舞われることがある。これは天気が良く風の弱い日に起こる。6 月から 7 月にかけては梅雨期がある。8 月から 10 月にかけては台風の季節であり、比較的、当地方が台風の直撃を受けることは少なく、接近あるいは進路にあっても北上するにつれて台風の勢力は弱まって通過する傾向にあった。

しかし、近年、地球温暖化等の影響により時間雨量 50mm を越える大雨が発生するなど、雨の降り方が局地化・激甚化している。また、日本近海の海水温の上昇に伴い、台風も強大化する傾向が見られ、強風や高潮等の影響も大きくなってきている。

(3) 地質

本町の古生代の地質は「大洗層」と呼ばれ、大地の下半分及び大洗海岸に露出している地層である。これは、おもに礫混じりの礫岩より成っていて、砂の固まってでき

た砂岩や、粒子の細かい泥が固まってできたシルト岩の薄い層をはさむ地層である。地層の厚さは約 1,000m 以上に達する。

大洗層の礫岩は、おもに 20cm 以上で、なかには 50cm 以上の礫も混じっている。礫岩は丸みを帯びており、雑然としている。礫は粘土が固まってできた比較的柔らかい頁岩、砂が固まってできた砂岩、酸性の深成岩である花崗岩が多く、チャート（非結晶質または肉眼的には結晶の見えない石英の細粒からなる珪質岩で珪酸分が生物起源のものをいう。日本の古生界に広く分布する岩石）やホルンヘルス（砂岩や泥岩から接触変性作用によってできた岩石）も混じっている。また、火山岩類に入る流紋岩、安山岩や雲母片岩の礫も混じっている。礫岩の基質は砂である。この地層には約 10cm の礫土（酸化アルミニウムの含有量の多い頁岩）がはさまれており、上部ほどその数が増えている。特に那珂川の南岸低地には植物の破片が多く含まれており、炭化樹幹を含む暗灰色の砂質シルト岩や砂岩の厚いはさみがみられ、多くの植物化石が出土する。

（４）社会条件

本町を取り巻く社会経済情勢は近年大きく変化し、本格的な少子高齢社会、低成長社会を迎えつつある。また、情報化・国際化、価値観の多様化が急速に進展しており、それに伴い住民の暮らし方も変化している。このため、これまでは単に自然環境のみに起因するものとして認識されていた災害が、台風時における鉄道の計画運休などに見られるように人為的・社会的要因に大きく左右される災害に変わってきつつある。本町において発生する災害においても過去の災害時とは様相を異にし、増加する海外からの観光客への対応や避難所に求められる機能など、変わりつつある災害対応に対して、適切に対処していくことが求められている。

（５）人口

本町の人口は、1980 年頃から緩やかに減少していたが、2000 年からは 2 万人を切り、今後更なる減少が続くと見込まれ、2040 年には 11,411 人になると推計されている（国立社会保障人口問題研究所による令和 5 年時点の推計）。生産年齢人口（15～64 歳）や年少人口（0～14 歳）が減少傾向にある一方で、高齢者人口（65 歳以上）は増加を続けており、現在 35.5%(2024 年 7 月 1 日時点)の高齢化率は 48.6%に増加すると推計され、高齢化が更に進行すると予想されている。

(6) 産業

本町の産業別就業者は、令和2年（2020）年の国勢調査によると、第1次産業が5.7%、第2次産業が25.5%、第3次産業が67.3%であり、県全体と比較して第1次産業者の割合が高いのが特徴であるが、近年1次産業に従事する人口は減っているのが現状である。

(7) 災害の記録

本町の災害の記録を顧みると、地震と風水害に大別され、なかでも東日本大震災では、死者1人（直接死ではなく関連死）、負傷者6人の人的被害を含む甚大な被害が発生している。



平成23年3月11日、東日本大震災において
津波により大洗港に発生した大渦を捉えた航空写真

ア. 本町の主な過去の災害

地震

＜東日本大震災＞

- ・発生日：平成 23 年 3 月 11 日
- ・震源地：三陸沖（北緯 36 度 06 分東経 142 度 52 分深さ 24km）
マグニチュード 9.0
- ・最大震度：5 強（宮城県で最大震度 7）
- ・津波情報：5 回到来最大波は第 3 波 16 時 52 分の 4.0m
- ・人的被害：死亡 1 名、軽傷 6 名、行方不明 0 名
- ・住家被害：全壊 32 棟、半壊 481 棟、一部損壊 1,666 棟
（参照：大洗町地域防災計画：地震災害対策編）

風水害

年号	種類	町内の被害状況
平成 14 年 10 月 1 日	台風 21 号	家屋半壊 3 棟、一部損壊 30 棟、 倒木 35 箇所、崖崩れ 1 箇所
平成 25 年 10 月 15 日	台風 26 号	家屋全壊 1 棟、家屋半壊 1 棟、一部損壊 14 棟、 床上浸水 2 棟
令和元年 9 月 14 日	台風 15 号	一部損壊 16 棟、倒木 9 箇所
令和元年 10 月 15 日	台風 19 号	一部損壊 7 棟、床上浸水 14 棟、床下浸水 23 棟、 倒木 3 箇所
令和 5 年 6 月 2 日	台風 2 号	土砂崩れ 5 箇所、法面崩れ 3 箇所、床下浸水 1 棟、 農地被害 8 箇所、道路被害 6 箇所、被害船舶 1 隻

（参照：大洗町地域防災計画資料編ほか）

イ. ＜参考＞本町における被害想定等

地震

地震想定	地震規模	町内の最大震度
茨城県南部の地震 （首都直下の M7 クラスの地震による被害を想定）	Mw7.3	6 弱
太平洋プレート内の地震（北部） （プレート内で発生する地震による被害を想定）	Mw7.5	6 強
太平洋プレート内の地震（南部） （プレート内で発生する地震による被害を想定）	Mw7.5	6 弱
茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 （津波による被害を想定）	Mw8.4	6 弱

（参照：平成 30 年 12 月茨城県地震被害想定調査報告書）

(8) これからの災害対策のあり方

このような社会・自然環境の変化を受け、国土交通白書において「新たなステージに対応した防災・減災のあり方（以下、「あり方」という）」が謳われている。このあり方においては、比較的発生頻度の高い降雨等に対しては、施設で守ることを基本とし、それを超える降雨等に対しては、「少なくとも命を守り、社会経済に壊滅的な被害が発生しない」ことを目標として、ソフト対策に重点を置いて対応するという考え方が示されている。基本的な考え方は、「命を守る」とことと「社会経済の壊滅的な被害を回避する」ことである。

具体的には、「命を守る」ためには、避難指示が出たら逃げるという「指示待ち」型避難だけでなく、住民自らが雨量等の「状況情報」に基づき「主体的行動」型避難ができるようにすることが必要となる。また、「社会経済の壊滅的な被害を回避する」ためには、最悪の事態を想定し、国、地方公共団体、事業者等の関係者が危機感を共有して、社会全体で対応する必要がある。

2 本町における国土強靱化の基本目標

本町においては、平成23年3月の東日本大震災により甚大な被害を受けたほか、直近では令和5年台風2号災害など、気象の急変に伴う局地的な災害が発生している。

また、茨城県地震被害想定調査により、本町においても、太平洋プレート内（北部）地震により最大で震度6強の地震が発生するおそれがあることが示された。

過去の災害から得られた教訓を踏まえ、本町では、地域防災計画の見直しなど様々な対策を進めてきたところであるが、今後は、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要である。

また、高度経済成長期以降に集中的に整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により、機能を適切に維持していく必要がある。

このようなことから、いかなる大規模自然災害が発生しても町民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すこととする。

本町の強靱化を進めるにあたっては、国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえて、次の4つを基本目標に位置づけ、関連施策を推進する。

【基本目標】

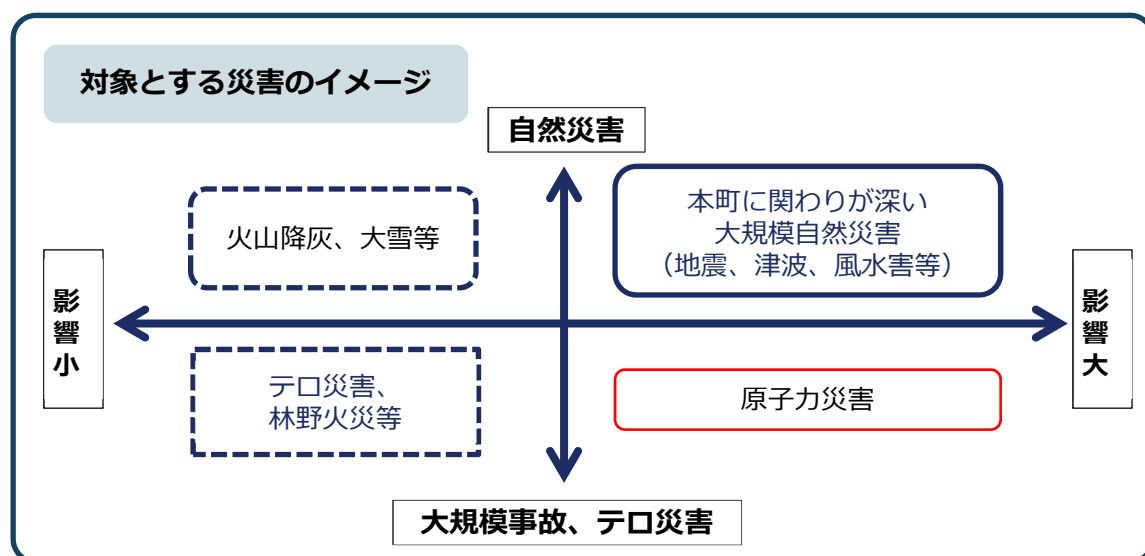
- I 人命の保護が最大限図られること
- II 大洗町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3 計画の対象とする災害

本町に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定される。国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、大規模自然災害を主たる対象とするが、本町においては、原子力災害への対応も重要な課題であるため、原子力災害も対象災害として考える。

また、計画の対象とする大規模自然災害の範囲については、町の基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「大洗町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、台風・竜巻・豪雨などの風水害等）とする。ただし、比較的影響が少ないと想定される火山による降灰、大雪災害、林野火災等の自然災害は、他市町村、周辺都県との連携の中で考慮する。

なお、単独の災害発生だけでなく、地震後に津波が発生するなど同時あるいは連続し、複合災害として発生することで、より甚大な被害をもたらす可能性があることにも留意する必要がある。



4 本町における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本町の強靱化を図る上で、基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に以下の事項に留意し、対策を進める。

(1) 国土強靱化の理念に関する主要事項

○「自律・分散・協調」型社会の促進

人口が密集する市街地が大規模災害に見舞われた際にも、被災者の受入や社会の重要な機能の代替を図り、自然災害に対する「しなやかさ」を高めるとともに、町の独自性を活かし、若者世代や女性に開かれた魅力的な地域づくりを進め、人物・物流の多重性・代替性を確保するなど「自律・分散・協調」型の社会の形成を促進する。

○事前復興の発想の導入促進

大規模災害が発生した後の混乱の中で、被災前よりも災害に強い地域に復興していく姿を描くことは容易ではないことから、平時から、長期的な復興ビジョンを描き、どのような地域を目指すのか、長期的な検討を促進する。

○複合災害への対応

大規模災害の復旧には相応の時間が必要であり、その間に他の災害が発生する可能性があるため、複合災害を想定し、例えば、地震と水害等の双方に有効な事前防災を推進する。また、災害発生に備え、遠隔地の地方公共団体と相互に災害支援協定を締結するなど、地域連携の構築を推進する。

○南海トラフ地震等の巨大・広域災害への対応

未曾有の巨大・広域災害への対応に当たっては、事前の備えを強化するほか、過去の災害経験から得られた知見について情報発信・共有化を図り、初動対応に必要な人材や物資を確保できる体制を構築するなど、ハード・ソフトの両面から取組を行う。

また、長期に及ぶ移転先の確保等について、比較的被害が軽微な地域が、甚大な被害を受けた地域の後方支援を行う体制づくりを図る。

災害が発生した際は、迅速かつ正確な被害状況の把握が必要となるため、情報収集手段の^{じょうちよう}冗長性を確保することも重要である。

(2) 分野横断的に対応すべき事項

ア. 環境との調和

気候変動対策に関しては、世界の平均気温の上昇を抑える努力として、「カーボンニュートラル」の実行が国際的な潮流となっている。

また、生物多様性の損失が深刻化する中、生物多様性の損失を止め、反転させるという考えに基づき、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保存する目標の実現が求められている。これらの考え方を踏まえ、地域が有する豊かな自然の恵みをいかすグリーンインフラの活用を積極的に推進し、自然を活用した解決策の考え方に基づく取組を拡大していくことが必要である。

なお、太陽光等の再生可能エネルギー関連施設の設置に関しては地域との共生の観点が重要となっていることから、地域環境の悪化を招かないよう、関係法令等に基づき、適切に調整を図る。

イ. インフラの強靱化・老朽化対策

自然災害の激甚化・頻発化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している。については、防災関連施設はもとより、交通インフラ、エネルギー関連インフラ等、公共性の高いインフラについて、災害外力を見直し、適切な補強等を行うとともに、定期的な点検・診断の結果に基づく老朽化対策を講じていく。

また、土木系を含む技術系職員が減少するなど、メンテナンスに携わる担い手が不足している状況も踏まえ、新技術や点検・補修データの利活用などによりインフラメンテナンスの効率化を図る。

ウ. 災害情報の相互理解の環境づくり（災害弱者等への対応）

様々な方がリスク情報の受信者と発信者ともなる現代において、全ての方が災害情報を共有し正しく理解したうえで発信できる環境づくりは、災害のリスクを正確に認識し、生命を守るための的確な行動を促すうえで重要であり、災害弱者や情報弱者も含め、確実に実施される体制づくりを図る。

(3) 社会情勢の変化に関する事項

ア. 気候変動の影響

近年、日本を含む世界各地でこれまで経験のない気象災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しており「気候危機」の時代とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴って、その強度と頻度が増加することが懸念されており、気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策が必要となっている。

災害外力の増大に伴い、防ぐことのできない災害も増加することを想定し、ハード・ソフトを組み合わせ、しなやかな対応を図る。

イ. グリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現

地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につなげるという考えのもと、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの主力電源化等を進めることとしている。

これらの取組の一環として、地域の防災拠点に設置された非常用電源に再生可能エネルギーを活用するほか、分散型電源等を整備するなど、地域の回復力と弾力性の向上を図る。

ウ. 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給

エネルギー・食料等の安定供給を取り巻く世界情勢は激動の時代を迎えており、国際紛争下において一層厳しさを増している。

このため、太陽光・風力等の再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源を確保するとともに、震源地から遠く離れた地域でのブラックアウトの発生を回避する取組を進め、有事でもエネルギー供給が途絶えにくいシステムを構築する必要がある。あわせて、熱源より電力や熱を供給するシステム（コージェネレーション）の活用や家庭単位での取組も含めた様々な省エネルギーの取組を進める必要がある。

食料については、気候変動による生産作物への影響や、大規模自然災害下における家畜伝染病の流行等の影響も考慮した取組が必要である。

エ. 持続可能な開発目標（SDGs）との協調

気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫する中、国民の生命・財産を守り、災害の被害に遭う方を一人でも減らすため、防災・減災、国土強靱化に取り組み、官民が一体となって質の高いインフラ投資を行うことは、持続可能な開発目標（SDGs）においても非常に重要である。

民間の力を活用し、社会課題解決に向けた取組を推進すると同時に、多様性に富んだ包摂的な社会や、一極集中から多極化した社会を形成し、地域を活性化するための施策を推進する必要がある。

特に、多様性に富んだ包摂的な社会を実現するためには、性別や世代、障害の有無等の垣根を越えて、多様な人々がお互いを認め、一体感を持って国土強靱化に向かって取り組むことが重要である。

具体的には、町のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るほか、障害者や高齢者、訪日外国人旅行者を災害情報弱者として取り残すことがないよう配慮するなどの「誰ひとり取り残さない」ための取組が必要である。

これらの取組を通じ、社会福祉に精通した多様な職員・NPO等による避難所運営への参画や、ジェンダーバランス等の多様性に配慮した避難所運営体制の確保を図る。

オ. デジタル技術の活用

ICT の進化やネットワーク化により、地域や社会の在り方、産業構造が急速に変化する大変革期、新しい時代（Society5.0）が到来し、デジタル技術はその実証の段階から実装の段階へと着実に移行しつつある。

このため、避難計画の策定や災害対応の迅速化・適切化、防災情報の高度化等にデジタル技術を活用し、防災・減災、国土強靱化をより効率的に進める必要がある。

その際、その時点における最先端のデジタル技術や通信基盤の活用を進めることが重要である。

また、デジタル・トランスフォーメーション（DX）の取組により、災害予測、事前復興、災害発生時等、様々な段階においてデジタルの力で対応力の強化を図る。

カ. パンデミック下における大規模自然災害

長期に及ぶパンデミック下で医療従事者が対応に追われる中、自然災害が発生することも十分あり得ることから、コロナ禍において経験したことを踏まえた備えが重要である。

なお、リモートワークの普及による暮らし方・働き方の多様化は、東京一極集中のリスクを分散する上で有効であり、「自律・分散・協調」型社会を促進する観点からも考慮する必要がある。

（4）近年の災害で得られた新たな知見

ア. 災害関連死に関する対策

熊本地震など近年の災害では、避難生活における疲労や持病の悪化等による災害関連死も多く発生している。

このため、避難生活が長期化する場合、生活環境の改善を図るほか、避難者に対する心身のケアについて具体的な事案に学ぶ形で改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取組を図る。

イ. コロナ禍における自然災害対応

令和2年にはコロナ禍において、避難所における感染症対策が課題となった。今後も、感染症がまん延すれば、一定期間継続することを前提に、感染症と自然災害の同時発生を想定しておく必要がある。

その際、車中泊の活用も含め、感染の可能性がある避難者を他の避難者と隔離する手法や、感染源となり得るトイレの使用区分け等、具体的な避難所運営を見据えた事前の備えを図る。

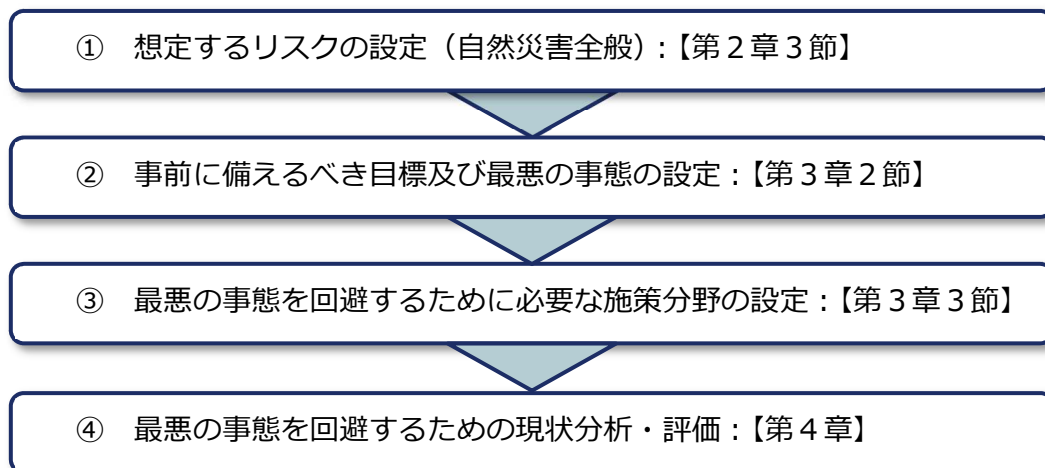
第3章 脆弱性評価の基本方針

1 脆弱性評価の考え方

本町における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害による甚大な被害を回避するために、現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものである。

施策の現状分析・評価については、本町における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価は、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」の設定、③最悪の事態を回避するために必要な施策分野の設定、④最悪の事態を回避するための現状分析・評価という手順により行った上で、第4章に「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策方針、第5章に強靱化のための「施策分野ごとの推進方針」を示した。



2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、35の「起きてはならない最悪の事態」を設定して脆弱性評価を行ったが、本町においては、これを参考に、6つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

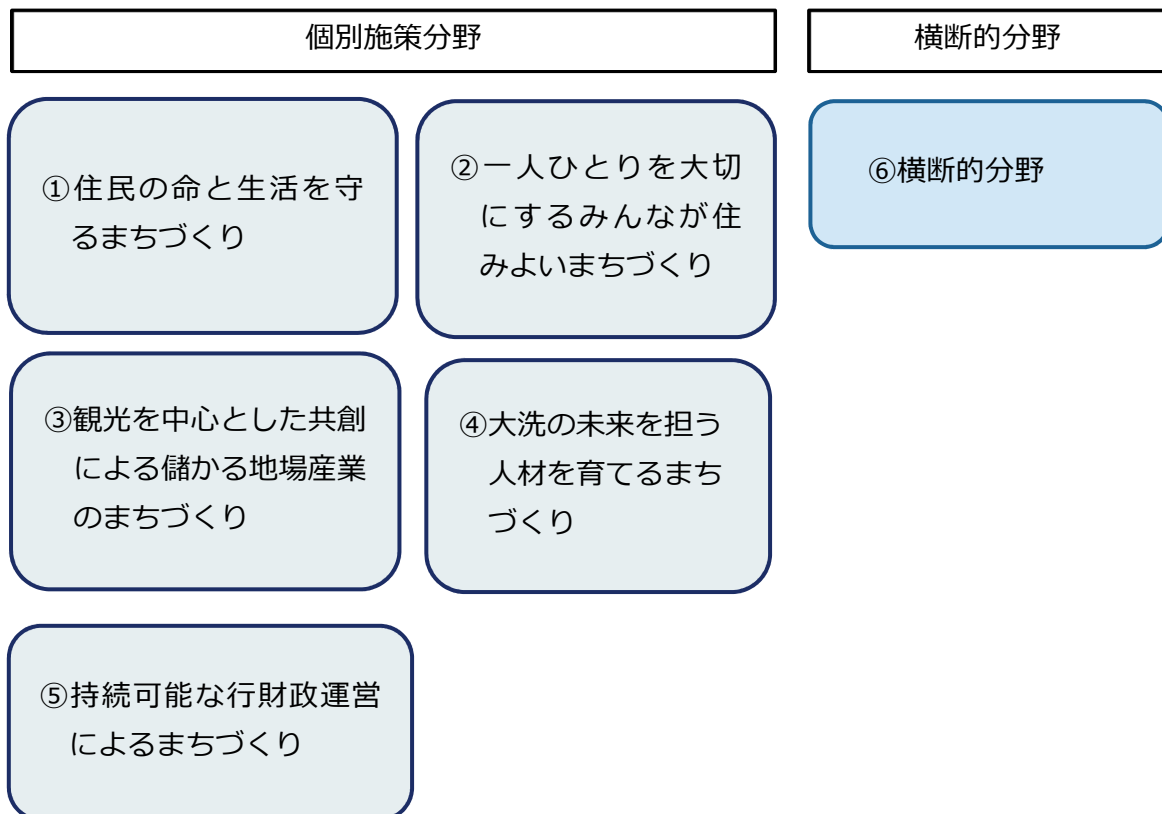
【大洗町国土強靱化計画における起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な津波や土砂災害、突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生（ため池の損壊や防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等も含む）
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災後の食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える多くの帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症の同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	物流システムの寸断等による地元企業の生産力・経営力の低下による地域経済活動の機能不全
		4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送の機能停止による甚大な影響
		4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による地域住民への甚大な影響
		4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響
		4-6	水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワークや燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧・復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

本計画では、第2章2節で設定した基本目標、第3章2節で設定した「起きてはならない最悪の事態」を踏まえ検討した脆弱性評価結果やそれらを回避するための課題等を踏まえ、以下の計6分野の施策分野を設定した。

なお、施策分野のうち「個別施策分野」については、第6次大洗町総合計画の施策の大綱などと整合させ、総合計画の5つの政策分野を設定した。また、「横断的分野」については、リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策、デジタル活用の5点を合わせた1分野を設定し、施策分野は計6分野とした。



(1) 県計画と本計画の施策分野の比較

【茨城県国土強靱化計画(R4.3 改定)】

個別施策分野	①行政機能／警察・消防等／防災教育等
	②住宅・都市・住環境
	③保健医療・福祉
	④産業・エネルギー
	⑤情報通信・交流・物流
	⑥農林水産
	⑦国土保全
横断的分野	①リスクコミュニケーション
	②人材育成
	③官民連携
	④老朽化対策
	⑤研究開発

【大洗町国土強靱化計画】

本計画（施策分野）	主な概要
①住民の命と生活を守るまちづくり	・災害対策 ・安心なまち ・健康・医療 ・福祉
②一人ひとりを大切にするみんなが住みよいまちづくり	・環境 ・暮らしやすいまちづくり ・多様性の尊重と連携協働によるまちづくり ・新たな産業や働く場の創出
③観光を中心とした共創による儲かる地場産業のまちづくり	・観光 ・水産業 ・農業 ・商工業
④大洗の未来を担う人材を育てるまちづくり	・幼児期の教育・保育と子育て支援 ・学校教育 ・生涯学習
⑤持続可能な行財政運営によるまちづくり	・行財政運営の適正化
⑥横断的分野	・リスクコミュニケーション ・人材育成 ・官民連携 ・老朽化対策 ・デジタル活用

4 脆弱性評価と施策の推進方針

地域の強靱化を進める上で、脆弱性評価は弱点を洗い出すという非常に重要なプロセスとなる。本計画では、第4章において、町の特性を踏まえた脆弱性の分析・評価、26の「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の分析・評価を実施した上で、最悪の事態を回避するための施策方針を示し、併せて、現行の主な施策の達成度及び目標値を整理した。また、第5章では、施策分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとに施策の推進方針や実施事業を整理した。

5 強靱化推進のためのポイント

近年、自然災害は大規模化し発生件数も増加しているのが現状であるが、災害の発生を止めることは困難である。しかし、被害を抑えることは可能であり、その対策を平時から進めておくことで、被害の大きさは格段に異なる。人命を守り、地域経済の停滞、衰退を最小限に抑えるため、長期的な計画の推進及び次期計画策定に向け以下を強靱化のポイントとする。

(1) 意識改革の必要性

災害に対する「自助・共助・公助」の観点からの意識改革のために、様々な情報を発信し、町民、職員ともに防災意識の向上を図っていく必要がある。

(2) 被害想定の必要性

発生すると思われる災害の規模や頻度に加えて、災害ごとの被害想定（被災エリアや被災者数の想定、必要となる物資など）の調査が必要である。

(3) ハード整備とソフト事業の組み合わせの必要性

ハード整備とソフト事業はどちらか一方では、効果を最大限に引き出すことはできない。財政負担も大きく、完了までに時間を要する社会資本の長寿命化対策などのハード整備に対し、住民の意識改革などのソフト事業は少ない経費で短期間による効果発現が期待できることを踏まえつつ、相互に補てんできるような組み合わせ、施策を推進する必要がある。

(4) 多重化・代替性確保の必要性

ライフラインに係る施設、通信網、交通網、行政機能などの多重化、代替性の確保、また、それを補う業務継続計画の策定が重要である。

(5) 保有する機能（人材・資機材）を最大限に活用する必要性

災害時の対応や復旧・復興に係る専門的人材及び保有する資機材について、最大限の活用を図るとともに、民間の参画、官民連携を進めることが必要である。

(6) 将来の街づくりビジョンの必要性

復旧・復興を含めた地域の将来像のビジョンをまとめておくことも大切である。それに加えて、都市計画により長期的・総合的な考えと計画のもと、適切な社会基盤の整備が重要となる。また、さらなる行政力アップをめざし、次期計画策定に向けて、町民や事業者との連携強化のための施策の検討が必要である。

第4章 脆弱性の評価と最悪の事態回避のための施策方針

第4章では、第3章までで設定した、起きてはならない最悪の事態に対して、6つの「事前に備えるべき目標」ごとに、地域特性の観点も踏まえつつ、現在の本町の脆弱性（ウィークポイント）を分析・評価した。また、脆弱性の分析結果から、本町における脆弱性や「起きてはならない最悪の事態」に対応するための施策や事業等を抽出し、現状の施策の達成度や目標値についても整理した。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

「地域特性」からの脆弱性の評価

本町は関東平野の鹿島灘海岸のほぼ中央に位置しており、その地理的要因から、これまで大きな台風の襲来や地震が頻発する地域ではなかったが、東日本大震災において地震と津波による大きな被害を受けた。震災から十数年が経過し、災害に対して備える意識の希薄化が見られる中で、高齢化に加え長期的な人口の減少が続き地域住民のリーダーが不足しており、担い手の育成が急務となっている。災害時には、行政の職員のみでは対応が困難なことも想定されることから、地域の特色や地域力に応じた施策が必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 地震による死傷者を防ぐためには、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることが重要である。特に、旧耐震基準の住宅・建築物に被害が集中することから、耐震化を促す必要がある。また、避難路等に面したブロック塀等や緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する所有者の認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置やリフォーム等あらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める必要がある。
- 地震発生に伴う土砂災害による宅地の崩壊を防ぐため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等が重要である。
- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進めていくとともに、天井等非構造部材の落下防止対策についても進める必要がある。また、老朽化対策等の効率的な長寿命化改修を推進するだけでなく、トイレ整備や体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することが必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

- 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物質の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する必要がある。
- 交通施設については、沿道沿線を含め、倒壊による被害が発生しないよう、耐震化や除却等を促進する必要がある。
- 耐震化へ向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き住宅・建築物・ブロック塀等の耐震診断・改修・除却の支援を行う必要がある。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防火品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要がある。
- 地震時等に危険な密集市街地の解消に向けて取り組むとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化していく必要がある。また、密集市街地以外においても、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策を推進する必要がある。
- 水道事業者によるアセットマネジメントの取組や耐震化計画の作成、管路の更新を促進するなどにより、耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策を推進する必要がある。
- 地域防災力の向上を図るため、消防団員の確保とともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する必要がある。

1-3 大規模な津波や土砂災害、突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生（ため池の損壊や防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等も含む）

- 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化が必要である。
- 住民が迅速かつ的確に避難行動をとれるように、ハザードマップの広報や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、地域での防災訓練や防災教育の推進が必要である。
- 津波が到達する前に確実に避難行動を終えることができるよう、避難路の整備、避難場所の整備を進めていく必要がある。
- 外国人が迅速かつ的確に避難行動を終えることができるよう、避難情報等の多言語化を進めるとともに、災害や避難に関する知識の普及、地域コミュニティへの参加促進等を図る必要がある。
- 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画の強化や防災移転を促進するとともに、土地のかさ上げや、止水板の整備、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能の強化を図る必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

- 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化、高度化を図る必要がある。
- 人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会、経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、土砂災害対策を推進する必要がある。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

- 災害時における情報伝達の不備等による被害を抑えるため、日頃から情報伝達体制の充実や強化を図り、適正な災害情報の伝達が行える体制づくりが必要である。
- 災害時においては、信頼性の低い情報などが錯綜し、混乱が生じることから、町は正確な情報を分かりやすく伝えることが必要である。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

- 地震による死傷者を防ぐためには、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることが重要である。特に、地震発生時の避難経路を確保するため、避難路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞の防止を図る。
- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する所有者の認識の向上を図るとともに、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置を行い、耐震化の推進を図る。
- 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防ぐため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の確保・確認等を推進する。
- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設等や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進めていくとともに、天井等非構造部材の落下防止対策についても推進する。また、老朽化対策等の効率的な長寿命化改修を推進するだけでなく、トイレ整備や体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能の強化を図る。
- 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策の推進を図る。
- 交通施設については、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等の促進を図る。
- 耐震化へ向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き住宅・建築物・ブロック塀等の耐震診断・改修・除却の支援の促進を図る。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防火品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る。
- 地震時等に危険な密集市街地の解消に向けて取り組むとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化していく。また、密集市街地以外においても、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、こうした市街地における火災対策の推進を図る。
- 水道事業者によるアセットマネジメントの取組や耐震化計画の作成、管路の更新を促進するなどにより、耐震化等の耐災害性強化対策や老朽化対策の推進を図る。
- 地域防災力の向上を図るため、消防団員の確保とともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化の推進を図る。

1-3 大規模な津波や土砂災害、突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生（ため池の損壊や防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等も含む）

- 住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないために、住宅・建築物の耐震化を図る。
- 住民が迅速かつ的確に避難行動をとれるように、ハザードマップの広報や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、地域での防災訓練や防災教育の推進を図る。
- 津波が到達する前に確実に避難行動を終えることができるよう、避難路の整備、避難場所の整備の推進を図る。
- 外国人が迅速かつ的確に避難行動を終えることができるよう、避難情報等の多言語化を進めるとともに、災害や避難に関する知識の普及、地域コミュニティへの参加促進等を図る。
- 災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画の強化や防災移転を促進するとともに、土地のかさ上げや、止水板の整備、電源設備の高層階設置、雨水タンク設置等の防災機能の強化を図る。
- 水害を受けた被災地の早期回復を図る上で、速やかな災害復旧工事等の実施が極めて重要であることから、水防団の充実強化とともに、水防活動の効率化、高度化を図る。
- 人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会、経済活動を支える基礎的なインフラを守るため、土砂災害対策の推進を図る。

1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

- 災害時には、正確な情報を適切な時期に広報することが重要であることから、日頃から情報システムの習熟や維持管理に努めるとともに、より良い情報システムの検討を図る。

主な施策の実績値と目標値（実績値は 2024 年、目標値は 2028 年）		
主な施策と担当部署	実績値	目標値
日頃から「防災に関する備え」を半分以上している町民の割合【生活環境課】	37.1%	50.0%
町広報誌による防災情報の広報【生活環境課】	年 2 回 (2023 年時点)	6 回/年
公式 LINE 登録者数【秘書広報課】	6,953 人 (2023 年時点)	13,500 人
住宅の耐震化率（推計）【都市建設課】	73% (2017 年時点)	耐震性が不十分な住宅を概ね解消 (2024 年時点)
民間特定建築物等（推計）【都市建設課】	64% (2017 年時点)	95% (2024 年時点)
土砂災害防止施設の整備箇所【都市建設課】	5 箇所	6 箇所
石綿セメント管（配水管）残延長【上下水道課】	22.5 k m	10.5 k m

※「防災に関する備え」とは、①ハザードマップで自宅の場所と危険区域を確認している。
②町の避難所がどこにあるか知っている。③3日分の非常食の備蓄がある。などを指している。

※住宅の耐震化率及び民間特定建築物等の指標については、「大洗町耐震改修促進計画」（2018年3月改定、2021年5月一部改定）を参照しており、現時点では、2024年以降の目標値は検討中であるため、目標値は現在の数値とし、継続して推進を図るものである。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

「地域特性」からの脆弱性の評価

本町では避難所が浸水域部を除いた台地部のエリアに分散していることから、避難者に食料、飲料水や生活必需品等を適切な量を適正なタイミングに供給することが重要である。また、物資の円滑な供給のためには、物資の備蓄・調達体制の強化や幹線道路整備による輸送体制の強化、水道施設等の防災対策が必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を各行政機関へ伝達できる仕組みの構築が必要である。
- 地域における活動拠点となる消防庁舎等の耐災害性を更に強化する必要がある。
- 関係機関の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資器材の充実、交通状況の迅速な共有、ICTを活用した情報収集・共有・情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する必要がある。
- 避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進することが必要である。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 未耐震の病院及び耐震性が低い建物を有する病院等の耐震化を促進する必要がある。
- 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進することが必要である。
- 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、交通情報の共有、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていく必要がある。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報の広報に努め、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、地域の理解と協力を促していく必要がある。
- 巨大地震による被災が想定される医療機関の更なる耐災害性強化の取組が必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- 避難所における生活ニーズに対応できるよう、避難所の適切な設置・運営等に資する取組が必要である。
- 避難生活の支援において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修を実施するとともに、人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを構築していく必要がある。
- 大規模災害により多数の死亡者が発生し、町の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症のまん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、広域での火葬計画等の策定が必要である。
- 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策が重要である。
- 浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例・手引きの周知や、防災研修を行い、普及・啓発を図り、対策を推進することが必要である。
- 大規模災害が発生した場合に、文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割を担うための取組を実施する必要がある。
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくても済むよう、各家庭でも必要な備蓄等を進める必要がある。
- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係団体の連携体制を構築する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備が必要である。
- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の計画の準備が必要である。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。
- 感染症の流行やエコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ等のメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、関係機関が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
- ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保することが必要である。
- 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図ることが必要である。
- 避難所の運営においても、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組が重要である。また、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図ることが必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価**2-4 被災後の食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止**

- 広域的に大規模な災害が発生し、町への進入路が大きな被害を受けた場合、食料・飲料等の輸送網が滞る可能性がある。
- 町の備蓄品には限界があるため、流通備蓄の円滑な確保について、備えが必要である。
- 電力や水道等のインフラの復旧に時間を要した場合、住民の生活環境に大きな悪影響を与えることから、その備えが必要である。
- 被災後の生命に関わる物資の供給の停止を防ぐため、緊急輸送道路の補強を推進し、道路施設の液状化対策等の推進が必要である。

2-5 想定を超える多くの帰宅困難者の発生による混乱

- 本町は県内有数の観光地であることから、町内に多数の観光客が滞在している際に、大規模な災害が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、混乱が生じる可能性がある。
- 町は多くの帰宅困難者に混乱が生じないように、正確な情報を分かりやすく広報し、広く伝える必要がある。

2-6 大規模な自然災害と感染症の同時発生

- 災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から職員に対する感染症対策の教育や必要な資材の備えが必要である。
- 大規模な災害が発生した場合、町の防災体制の混乱や業務量の増加により、人手不足が生じ、円滑に保険医療福祉活動が推進できなくなる恐れがある。
- 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組が必要である。
- 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点等の重要施設に係る下水道管路施設等の耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る必要がある。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく必要がある。
- くみ取り式トイレから公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推奨し生活排水対策を推進する必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を各行政機関へ伝達できる仕組みの構築を図る。
- 地域における活動拠点となる消防庁舎等の耐災害性について更に強化を図る。
- 関係機関の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資器材の充実、交通状況の迅速な共有、ICTを活用した情報収集・共有・情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援を図る。
- 避難行動要支援者一人一人が災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などの推進を図る。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 未耐震の病院及び耐震性が低い建物を有する病院等の耐震化を促進する。
- 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化の推進を図る。
- 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、交通情報の共有、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていく。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報の広報に努め、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、地域の理解と協力を得られる環境づくりの推進を図る。
- 巨大地震による被災が想定される医療機関の更なる耐災害性強化を図る。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

- 避難所における生活ニーズに対応できるよう、避難所の適切な設置・運営等に資する取組を図る。
- 避難生活の支援において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成する研修を実施するとともに、人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みの構築を図る。
- 大規模災害により多数の死亡者が発生し、町の火葬能力を超え、多数の遺体の火葬が行われない場合、感染症のまん延や医療機関の収容能力の圧迫につながるおそれ等があるため、広域での火葬計画等の推進を図る。
- 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策の推進を図る。
- 浸水・土砂災害対策、防災機能強化等について、事例・手引きの周知や、防災研修を行い、普及・啓発を図り、対策の推進を図る。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

- 大規模災害が発生した場合に、文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割を担うための取組の推進を図る。
- 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくても済むよう、各家庭でも必要な備蓄等の推進を図る。
- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係団体の連携体制を構築する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を図る。
- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の計画の準備を行う。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制の確保を図る。
- 感染症の流行やエコノミクス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ等のメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、関係機関が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制の構築を図る。
- ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制の確保を図る。
- 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図る。
- 避難所の運営においても、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図る。

2-4 被災後の食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 被災地外からの物資の調達、輸送に向け、道路等の啓開の体制を整備する。また、物資の調達を支援するシステムの訓練や実践での活用を踏まえた体制づくりを図る。
- 食料が調達できない場合を回避するために、平時から民間の食料事業者等の協力のもと、災害時における円滑な食料調達の体制づくりを図る。
- 災害時において、燃料やエネルギーが滞った場合を想定し、自家発電の整備等を図り、災害時においても行政機能の確保を図る。
- 大規模災害時の救急救命、復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の維持管理及び機能強化を図る。また、交通麻痺により物資を運べない事態を抑制するため、道路構造物の液状化対策等を推進する。
- 大規模災害発生時の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、放置車両の移動など対応能力を強化する。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

2-5 想定を超える多くの帰宅困難者の発生による混乱

- 想定を超える多くの帰宅困難者の発生、混乱を抑えるため、休憩、情報提供等の帰宅支援場所となる施設の環境づくりを推進する。
- 災害時において帰宅困難者が自ら適切な行動を判断するために、必要な情報を分かりやすく広報できる体制づくりを推進する。

2-6 大規模な自然災害と感染症の同時発生

- 災害時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から職員に対する感染症対策の教育や必要な資材の備えを推進する。
- 大規模な災害が発生した場合、町の防災体制の混乱や業務量の増加により、人手不足が生じ、円滑に保険医療福祉活動が推進できなくなる恐れがあるため、関係機関からの円滑な受援が図れる体制づくりを推進する。
- 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を図る。
- 大規模自然災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点等の重要施設に係る下水道管路施設等の耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害の防止を図る。
- くみ取り式トイレから公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推奨し生活排水対策を推進する。

主な施策の実績値と目標値（実績値は2024年、目標値は2028年）

主な施策と担当部署	実績値	目標値
災害に備えた防災システムの操作訓練の実施 【生活環境課】	1回/年	2回/年
舗装維持管理計画に基づく重要道路の整備延長 【都市建設課】	2.4 km	6.0 km
重要な施設に接続する下水道管路の耐震化率 【上下水道課】	33%	86%
合併処理浄化槽設置費等への補助【生活環境課】	15基/年	18基/年

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

「地域特性」からの脆弱性の評価

本町は、太平洋、涸沼川の影響により、水害の被害を大きく受ける可能性がある。津波・高潮や河川の氾濫により浸水が想定される地域に公共施設があり、防災拠点となる庁舎も含まれている。

茨城県減災対策検討会議の検証によると、太平洋プレート等を震源地とし、町内で最大震度6強、茨城県内では最大震度7程度の地震が想定されるため、インフラを含む公共施設等の長寿命化などの計画的な対策が必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

- 災害対応の中心的役割を担う町職員の機能確保は、極めて重要であることから、いかなる災害時においても必要な機能を維持するために代替庁舎の検討や職員の参集体制、電気や水、食料等の確保など、災害時における機能の確保が必要である。
- 防災訓練や研修等を定期的実施し、災害に対するスキルやノウハウの取得、受援体制の強化、防災に対する意識の向上を図り、どのような災害時においても機能を確保できる体制づくりが必要である。
- 町の財政状況を踏まえ、財政措置を講じながら、浸水区域に位置している庁舎の防災機能の強化等の推進が必要である。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

3-1 町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

- 災害対応の中心的役割を担う町職員の機能確保は、極めて重要であることから、いかなる災害時においても必要な機能を維持するために代替庁舎の検討や職員の参集体制、電気や水、食料等の確保など、災害時における機能の確保を図る。
- 防災訓練や研修等を定期的実施し、災害に対するスキルやノウハウの取得、受援体制の強化、防災に対する意識の向上を図り、どのような災害時においても機能を確保できる体制づくりを図る。
- 町の財政状況を踏まえ、財政措置を講じながら、浸水区域に位置している庁舎の防災機能の強化等の推進を図る。

主な施策の実績値と目標値（実績値は2024年、目標値は2028年）

主な施策と担当部署	実績値	目標値
防災訓練の実施【生活環境課】	2回/年	2回/年
代替庁舎の検討（災害対策本部）【生活環境課】	検討中	代替先の確保

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

「地域特性」からの脆弱性の評価

本町は国道が南北方向に縦断しているほか、国道を補完する主要地方道が町内を網羅し、北関東自動車道にもアクセスしやすい環境にあり、鉄道は鹿島臨海鉄道大洗駅がある。また、北海道苫小牧港を結ぶフェリーによる物流が発達しており、北海道と首都圏方面を結ぶネットワークにより農産物や工業製品などの取扱量が増加傾向にある。災害時の物流停滞を抑えるためには幹線道路の整備・強化のほか、港湾施設の耐震化が必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

4-1 物流システムの寸断等による地元企業の生産力・経営力の低下による地域経済活動の機能不全

- 道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。
- 利用する港湾が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点の耐災害性強化を図る必要がある。

4-2 重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- 港湾部を中心とした産業施設の防災体制の強化を図るため、防災訓練の実施や防災に対する広報を行い、災害に対する資器材の準備や意識の向上に努める必要がある。
- 港湾部の災害リスクを正しく認識し、消防体制や港湾管理者である県と連携し、防災体制の強化を図る必要がある。

4-3 海上輸送の機能停止による甚大な影響

- 海上輸送の維持に必要な港湾施設の耐震、耐波性能の強化について推進していく必要がある。
- 本町は北海道と首都圏の物流を結ぶフェリー港を有していることから、港湾や港湾を結ぶ幹線道路に大きな被害が生じると、地域の経済活動に大きな支障が生じる。

4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による地域住民への甚大な影響

- 本町は津波の浸水想定区域に郵便局を有していることから、津波による甚大な被害を受けた場合、地域の郵便機能に大きな支障が生じる。
- 本町は町内に複数の金融機関を有しており、最大規模の津波が発生した場合、各機関が孤立し、金融機能に大きな支障が生じる。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価**4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響**

- 農水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設の耐震化、耐津波・高潮化、魚市場の施設整備、農業水利施設や農道、漁港施設等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。
- 生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を進めることが必要である。

4-6 水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、節水に関する指導・助言やポンプの貸出等、総合的に渇水対策を実施していく必要がある。
- 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業・農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図っていく必要がある。
- 気候変動等の影響により、農業用水を活用する関係者が連携し、渇水による影響・被害を想定し、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進していく必要がある。
- 工業・農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築しておく必要がある。

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、間伐及び主伐後の再造林の推進を図る。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を図る必要がある。
- 災害時に河川及び海岸に大量の漂流、漂着物が発生した場合、農地や森林の生態系等の被害から地域の荒廃や多面的機能の低下が起こり得ることから、回収や処理等を実施する必要がある。
- 耕作放棄地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する必要がある。
- 野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策等の実施を図る必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針	
4-1	物流システムの寸断等による地元企業の生産力・経営力の低下による地域経済活動の機能不全 ○道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等の推進を図る。 ○利用する港湾が被災した場合の代替ルートを確認し、経由する民間物流拠点の耐災害性強化を図る。
4-2	重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 ○港湾部を中心とした産業施設の防災体制の強化を図るため、防災訓練の実施や防災に対する広報を行い、災害に対する資器材の準備や意識の向上に努める。 ○港湾部の災害リスクを正しく認識し、消防体制や港湾管理者である県と連携し、防災体制の強化を図る。
4-3	海上輸送の機能停止による甚大な影響 ○海上輸送の維持に必要な港湾施設の耐震、耐波性能の強化について、県と連携し、推進する。 ○本町は北海道と首都圏の物流を結ぶフェリー港を有していることから、港湾や港を結ぶ幹線道路に大きな被害が生じると、地域の経済活動に大きな支障が生じるため、幹線道路の維持管理・整備強化に努める。
4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による地域住民への甚大な影響 ○郵便サービスの停止を防ぐため、日本郵便(株)の防災活動の支援を行うとともに、交通の麻痺が生じないよう道路の防災対策等を進める。 ○金融サービスの停止を防ぐため、各金融機関の防災活動の支援を行うとともに、インフラの強化及び早急な復旧に努める。
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、住民生活・社会経済活動への甚大な影響 ○農水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設の耐震化、耐津波・高潮化、魚市場の施設整備、農業水利施設や農道、漁港施設等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。 ○生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を推進する。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

4-6 水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 上水道等の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理、機能強化、供給支障発生時の早期復旧を図る。
- 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業や農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡、活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資器材の確保等の強化を総合的に図る。

4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、間伐及び主伐後の再造林の推進を図る。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を図る。
- 災害時に河川及び海岸に大量の漂流、漂着物が発生した状況下では、農地や森林の生態系等の被害から地域の荒廃や多面的機能の低下が起こり得ることから、回収や処理等の実施を図る。
- 耕作放棄地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。
- 野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策等の実施を図る。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

「地域特性」からの脆弱性の評価

本町は、海と川に囲まれた半島状の地形をしていることから、町内に入るための道路が限られている。特に、大規模な自然災害により、河川に架かる橋が被害を受けると、町への交通ネットワークに深刻な障害が発生する恐れがある。ついては、国や県と連携し、道路の良好な保全維持に努めるとともに、災害時における迅速な復旧体制づくりが必要である。

また、災害時における情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設は、住民の安全・安心を守るために重要な設備であることから、平常時から関係機関と連携を深め、災害に強い体制づくりを図る必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

5-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 町の防災無線の通信途絶により、機能不全に陥ることを防ぐため、防災無線設備の維持と更新を適切に行うとともに、通信手段及び情報伝達ルート多重化を進める必要がある。
- 災害情報を全ての住民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。
- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報やデータのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てるものについて、個人のプライバシーを確保した上で有効活用可能な事業者との関係を進める必要がある。
- 外国人に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

5-2 電力供給ネットワークや燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- 大規模災害による停電時に、迅速な復旧を支援しつつ、エネルギーが必要な被災者に円滑に電力を供給することを可能とする連携体制を構築する必要がある。
- 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難所等の整備を進める必要がある。その際、再生可能エネルギー等の多様なエネルギーを活用できる環境づくりが必要である。
- 自立、分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避、緩和するためのエネルギー供給源の多様化、分散化を推進する必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害時のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化を推進する必要がある。
- 大規模災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点等の重要施設に係る下水道管路施設等の耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保が必要である。
- 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、町内の浄化槽の適正な管理に努め、災害に強く早期復旧が可能な合併処理浄化槽の導入促進及び導入による管理の高度化を検討するとともに、浄化槽施設の老朽化と耐震対策が必要である。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

5-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 町の防災無線の通信途絶により、機能不全に陥ることを防ぐため、防災無線設備の維持と更新を適切に行うとともに、通信手段及び情報伝達ルート多重化を図る。
- 災害情報を全ての住民が受け取ることができるよう、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
- 電力会社等の民間インフラ事業者が保有する情報やデータのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てるものについて、個人のプライバシーを確保した上で有効活用可能な事業者との関係づくりを図る。
- 外国人に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信の体制づくりを図る。

5-2 電力供給ネットワークや燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

- 大規模災害による停電時に、迅速な復旧を支援しつつ、エネルギーが必要な被災者に円滑に電力を供給することを可能とする連携体制の構築を図る。
- 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギー等の多様なエネルギーを活用できる環境づくりを図る。
- 自立、分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避、緩和するためのエネルギー供給源の多様化、分散化の推進を図る。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

- 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害時のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化を推進する。
- 大規模災害時においても、感染症のまん延を防ぐため、防災拠点等の重要施設に係る下水道管路施設等の耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減や処理機能の確保を図る。
- 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、町内の浄化槽の適正な管理に努め、災害に強く早期復旧が可能な合併処理浄化槽の導入促進及び導入による管理の高度化を検討するとともに、浄化槽施設の老朽化と耐震対策を図る。

主な施策の実績値と目標値（実績値は2024年、目標値は2028年）

主な施策と担当部署	実績値	目標値
町の屋外無線設備の維持管理【生活環境課】	51基	51基
Jアラート受信機の更新【生活環境課】	未更新	更新
Jアラート専用パラボラアンテナの整備【生活環境課】	未整備	整備
重要な施設に接続する下水道管路の耐震化率【上下水道課】	33%	86%

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

「地域特性」からの脆弱性の評価

本町は町の職員数と住民の人口も非常に限られていることから、大規模な自然災害によって職員や住民が大きな被害を受け、中心となる人が被害を受けた場合、迅速な復旧・復興が難しくなる。ついては、人命を最大限守る体制づくりとともに、事前に復旧・復興の道筋を定めて広く共有を行い、災害に強い体制づくりを行うことが必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等について、事前の備えとして検討及び情報の共有を行っておくことが必要である。
- 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する必要がある。
- 災害時においては、被災した地場産業の早期復興を支援する取組を講ずることが必要である。

6-2 災害対応・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧・復興できなくなる事態

- 大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集、展示し、地域住民や様々な団体へ普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進めることが必要である。
- 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、被災経験が少ない町職員を中心とした防災研修や、分かりやすいマニュアル、手引きの作成等を進める必要がある。
- 各種行政システムとそれを扱う人材、資器材のバックアップ体制を官民連携のもとに構築する必要がある。
- 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画、取組に参画を図ることが必要である。

「起きてはならない最悪の事態」からの脆弱性の評価

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の仮置場として活用可能な土地をリストアップし、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進め、災害廃棄物の円滑な処理体制の確保に取り組んでいく必要がある。
- 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を進める必要がある。
- 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、災害対応能力の強化を図るため、研修や訓練、演習等を実施し、人材の育成を進める必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 町内に長期間相続登記等がされていない土地が存在すると、災害時の復興に支障が生じることから、解消を図る必要がある。
- 災害時における所有者が不明な土地による支障を解消するため、改正所有者不明土地法に基づく、所有者不明土地計画作成制度等の活用が必要である。
- 家屋の被災状況の把握等を迅速に行うため、IT 技術の活用を図っていくことが必要である。

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 史跡は、災害時、亀裂が発生したり土砂が崩落したりしその価値が損なわれる危険性があることから、安全面に配慮した史跡整備を進め、近隣の在住者や見学者の安全を確保する必要がある。
- 指定・登録の建造物では、震災によりき損を受け、抹消、解体された物件もあったが、復旧工事を行い再興し、現在の見学者の増加につながっている物件もあるため、日頃からの消火栓、放水銃等の整備や、耐震診断をはじめ格子壁等による耐震補強、修理の際の補強工事、施設整備など、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者の安全を確保することが重要である。
- 仏像・土器などの有形文化財では、震災により転倒、津波による水損などにより、き損があったため、転倒を防止したり、標高の低い場所や施設への保管を是正したりする必要がある。
- 保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組が必要である。
- コミュニティの荒廃は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。
- 人口減少に伴い地域の活力が低下し、被災からの復興が困難になり、生活文化や民俗文化財の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自立・分散・協調」型の地域形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要がある。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

- 大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組や手順等について、事前の備えとして検討及び情報の共有を図る。
- 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースの整備を図る。
- 災害時には、被災した地場産業の早期復興を支援する取組を講ずる。

6-2 災害対応・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧・復興でなくなる事態

- 大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集、展示し、地域住民や様々な団体へ普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を図る。
- 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、被災経験が少ない町職員を中心とした防災研修や、分かりやすいマニュアル、手引きの作成等を図る。
- 各種行政システムとそれを扱う人材、資器材のバックアップ体制について、官民連携のもとに構築を図る。
- 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画、取組に参画を図る。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の仮置場として活用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進め、災害廃棄物の円滑な処理体制の確保を図る。
- 適切な老朽化対策の実施等により、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の導入を図る。
- 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、災害対応能力の強化を図るため、研修や訓練、演習等を実施し、人材の育成を図る。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 町内に長期間相続登記等がされていない土地が存在すると、災害時の復興に支障が生じることから、解消を図る。
- 災害時における所有者が不明な土地による支障を解消するため、改正所有者不明土地法に基づく、所有者不明土地計画作成制度等の活用を図る。
- 家屋の被災状況の把握等を迅速に行うため、IT技術の活用を図る。

「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策方針

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 史跡は、自然災害等による崩落や崩壊など、その価値を損なわないようにするために、整備計画を策定し、安全面に配慮した史跡整備を進め、近隣の在住者や見学者の安全を確保する。
- 指定・登録の建造物は、抹消や解体をしないように、日頃からの消火栓、放水銃等の整備や、耐震補強、耐震診断、修理の際の補強工事、施設整備など、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者の安全を確保する。
- 仏像・土器などの有形文化財では、き損が無いよう、転倒を防止したり、標高の低い場所や施設への保管を是正したりする。
- 保存していくべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組を図る。
- コミュニティの荒廃は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力の保全を図る。
- 人口減少に伴い地域の活力が低下し、被災からの復興が困難になり、生活文化や民俗文化財の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自立・分散・協調」型の地域形成を促す効果的な方策に取り組む。
- 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく。この際、自然環境の持つ防災、減災機能を始めとする多様な機能を有する「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

主な施策の実績値と目標値（実績値は2024年、目標値は2028年）

主な施策と担当部署	実績値	目標値
磯浜古墳群国指定古墳数【生涯学習課】	3基	4基

脆弱性評価のまとめ

1. 町民意識の向上による強靱化

近年の大規模災害時の経験により、自助、共助の活動が人命救助に重要な役割を担うことが明らかになったことから、日頃から地域コミュニティを活性化させ、災害時には行政の力の及ばないところを補うことができる体制を整えることが必要である。

2. 防災体制の再構築による強靱化

的確な災害対応のためには、被害想定を基にした防災インフラや職員体制の整備を行うことが必要である。また、全庁的な体制による、大規模な水道管の漏水等に伴う水道の供給停止への対応のように、対策の必要なものについて早急な体制整備が必要である。

3. 社会資本の老朽化対策による強靱化

インフラを含む公共施設の長寿命化対策は莫大な経費と時間を要する。「個別施設計画」などにより、都市計画マスタープラン等の長期計画の観点とも整合性を取りながら、計画的に進める必要がある。

脆弱性評価に対する強靱化に向けた施策方針のまとめ

1. 意識改革のための情報提供

災害に対する意識を変えていくために、様々な情報を発信し、周知していくことが重要である。町民や職員に対する防災意識の啓発といった「ソフト事業」は経費も少なく、短期間で効果が期待できる有効な施策であるため、重点的に実施していくとともに、ハード整備との適切な組み合わせにより、効果的な防災対策の推進を図る。

2. 人材・資機材を最大限に活用する

保有する人材や資機材について、最大限に活用を図ることが重要である。業務継続計画の更新や各非常時優先業務のマニュアル作成、訓練の実施及びメンテナンスや維持管理などにより、平常時から人材育成と資機材の有効活用を図る。また、他自治体や地域からの支援の受け入れ体制の強化を図る。

3. 都市計画と社会資本の長寿命化の連携

老朽化する社会資本については、「大洗町公共施設等総合管理計画」等に基づき、長期的な視野に立ち、将来のまちの在り方と合わせて、長寿命化や統廃合などを含めた総合的な考え方や計画のもと、社会基盤の適正な整備を図る。

第5章 施策分野ごとの推進方針

第5章では、施策分野の視点から推進方針を示す。

なお、本計画の推進に必要な事業は、別紙：「個別事業一覧」に整理した。

① 住民の命と生活を守るまちづくり

主な項目	主な施策の推進方針	関連する 最悪の事態
①－1 防災拠点・防 災インフラの 機能確保	○防災拠点となる各庁舎の防災対策や代替防災拠点の検討を図る。 ○非常用電源の確保や通信機器等の防災インフラ等の機能確保のための対策を図る。	3-1 5-1
①－2 情報伝達手段	○適切な避難情報を発信するために「避難の判断・伝達マニュアル」の作成に努め、町民へ情報提供を図る。また、情報伝達手段の多様性を確保し、マニュアルの整備などにより体制強化を図る。	1-1 1-4 5-1
①－3 物資・機材等 の備蓄、調達 体制	○避難者生活支援や業務継続のために必要となる食料や物資については、備蓄や災害協定による流通備蓄の確保を図る。また、備蓄の現状把握を行い、計画的に物資の備蓄を図る。 ○復旧・復興のための資機材などの整備を図る。	2-4
①－4 災害時の各種 活動体制の整 備	○「災害時職員初動マニュアル」など災害活動に伴うマニュアルの整備を図る。 ○災害時には人材の不足が想定されるため、近隣自治体や民間企業の応援を円滑に受け入れられるよう受援対策の推進を図る。	3-1 6-2
①－5 都市施設の整 備	○災害時の安全性を確保するため、公園・道路等の都市施設を整備することにより火災延焼の防止を図る。また、準防火地域の指定拡大を検討する。 ○社会環境等の変化に応じて、都市計画道路等の見直しを検討し、実情に即した整備を図る。	1-1 1-3 4-1
①－6 建物等の耐震 化	○「大洗町耐震改修促進計画」に基づき、地震時の安全性を確保するため、民間建築物も含めた耐震化を進める。また、ブロック塀等についても、点検や対策の促進を図る。	1-1

主な項目	主な施策の推進方針	関連する 最悪の事態
①－7 避難所の安全性の確保	○避難者の安全確保を図るため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定の実施体制の強化を図る。 ○学校施設長寿命化計画に基づき、学校・体育施設における中長期的な改修等を計画的に実施し、防災機能の維持を図る。	1-1 2-3 3-1
①－8 地籍調査の推進	○土地の適正な利用や境界の明確化を推進し、被災時においても円滑な復旧・復興が図れるよう、地籍調査の促進を図る。	1-3
①－9 空家対策の推進	○「大洗町空家等対策計画」を基に、適切な指導を行い、倒壊の恐れ等がある管理不全な空家等の発生を予防し、地域の安全と良好な生活環境の保全を図る。	1-1
①－10 上下水道施設の耐震化	○町民の生活に必要不可欠なライフラインである上下水道施設の耐震化を図る。	5-3
①－11 浸水危険区域の対策検討	○過去の水害で浸水した涸沼川沿岸の地域を中心に、涸沼川護岸の安全対策を、国・県とともに検討を図る。 ○内水による浸水対策として、ポンプや樋管等の排水施設の適切な維持管理や運用を行える体制づくりを図る。	1-3
①－12 帰宅困難者対策	○帰宅困難者の大量一斉帰宅を抑制するために、観光施設や宿泊施設等において3日間程度留まれるよう、食料や毛布などの備蓄の周知を図る。 ○観光客などの帰宅困難者の一時滞在を受け入れられるよう、体制強化を図る。	2-5
①－13 業務継続体制の整備	○「大洗町業務継続計画」に加え、各部署における非常時優先業務マニュアルの作成等を図る。また、より実効性を高めるために訓練の実施や、災害対応の拠点となる庁舎に非常用電源を確保し、災害時等における体制の強化を図る。	3-1

主な項目	主な施策の推進方針	関連する 最悪の事態
①－１４ 町民の防災意識の高揚と自助・共助の推進	○災害発生時には、「公助＝行政の力」は絶対的に不足する。そのため、共助といわれる人のつながりにより、地域で対応できる体制づくりを図る。 ○津波や洪水等の水害について、町民一人ひとりが、日常からハザードマップの確認や自らのタイムラインの作成などにより、自分の避難行動を検討しておき、「逃げ遅れゼロ」を目指す。 ○情報を受信する手段として、テレビ、ラジオ、携帯電話、防災行政無線、ホームページなど、各種手段について個人の状況に適した手段で確認ができるよう、家庭や地域での確立を図る。 ○地域の中では、お互いが防災意識や連帯意識を高めながらコミュニティの活性化に努めるとともに、自主防災組織等の活動で、地区の防災計画の策定などを行う。また、最低３日分（推奨７日分）の食料などの備蓄について、家庭や地域での周知を図る。	1-4 6-2
①－１５ 消防団の強化	○地震時等に想定される火災等に対して、また、水防活動においても、消防団は地域防災力の要である。消防団の人材育成と資機材の確保などにより、一層の充実強化を図る。	1-2 6-2
①－１６ 人材育成と資機材確保	○発災時から復旧・復興までに必要となる職員は絶対的に不足しているため、地域の共助の他、他自治体や事業所からの人員と資機材の応援を速やかに受けられるよう、応援計画等を策定し、体制の強化を図る。	3-1 6-2
①－１７ 医療体制の整備	○「災害時保健活動マニュアル」に基づき、医療救護班の体制強化を図るとともに、県や近隣自治体の医療機関と連携し、広域的な救急医療体制の強化を図る。	2-2 2-5
①－１８ 感染症等 予防対策	○避難所での感染症や食中毒の集団発症を防ぐため、早期の防疫作業が行えるようマニュアル等の整備を図る。また、予防接種の定期接種を推奨し、感染症の発生予防に努める。	2-2 2-6
①－１９ 避難行動要支援者対策	○災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者の円滑な避難を支援するために、「避難行動要支援者個別計画」を作成し、地域と連携した避難支援体制の構築を図る。	2-1

主な項目	主な施策の推進方針	関連する最悪の事態
①－２０ 浸水域の要配慮者利用施設の体制	○浸水域の要配慮者利用施設について、水防法で定められている避難確保計画の策定や避難訓練の実施を管理者に促し、確実な避難行動の実施を図る。 ○浸水域の見直しや要配慮者利用施設の実態などを踏まえ、適時適切に施設の指定の見直しを図る。	1-3
①－２１ 避難所の運営体制の整備	○「避難所開設・運営マニュアル」に基づき訓練等を行い、避難者の受け入れをスムーズに実施できる体制づくりを図る。 ○福祉避難所への受け入れ数を確保するため、民間の福祉施設等と応援協定を結び、支援体制の確保を図る。	2-3
①－２２ 災害ボランティアの受け入れ体制の強化	○避難者等へきめ細かな支援を行うため、ボランティアを円滑に受け入れる必要があることから、社会福祉協議会、県災害ボランティア本部等との連携体制の強化を図る。	2-3 6-2
①－２３ 重要な産業施設の災害対策	○重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出への対策を推進する。 ○港湾部を中心とした産業施設の防災体制の強化を図るため、防災訓練の実施や防災に対する広報を行い、防災に対する資器材の準備や意識の向上に努める。 ○港湾部の災害リスクを正しく認識し、消防体制や港湾管理者である県と連携し、防災体制の強化を図る。	4-2



主な事業名	担当課
防災機器等の適正な維持管理事業	生活環境課
災害時対応マニュアルの充実	生活環境課
災害時備蓄品の適正な維持管理事業	生活環境課
災害協定先との連携強化	生活環境課
災害時における受援体制の強化	生活環境課
木造住宅耐震診断士派遣事業	都市建設課
木造住宅耐震改修工事費補助事業（総合支援メニュー）	都市建設課
大規模建築物等耐震化支援事業(耐震診断)	都市建設課

主な事業名	担当課
大規模建築物等耐震改修事業	都市建設課
危険ブロック塀等撤去費補助事業	都市建設課
耐震改修促進計画改定事業	都市建設課
被災建築物応急危険度判定士の養成	都市建設課
被災宅地危険度判定士の養成	都市建設課
住宅リフォーム事業	商工観光課
障害者リフォーム事業	福祉課
急傾斜地崩壊対策事業	都市建設課
水道施設耐震化事業	上下水道課
下水道総合地震対策事業	上下水道課
内水浸水リスクマネジメント推進事業(内水浸水想定区域図の作成)	上下水道課

② 一人ひとりを大切にするみんなが住みよいまちづくり

主な項目	主な施策の推進方針	関連する 最悪の事態
②－1 災害廃棄物の処理体制の整備	○復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物が大量に発生することが想定される。それらを円滑に処理できるよう、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ処理施設の建設を引き続き進める。 また、老朽化した既存施設の解体工事を進める。	2-6 6-3



主な事業名	担当課
鉾田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設建設工事	生活環境課
大洗、鉾田、水戸環境組合ごみ処理施設解体工事	生活環境課

③ 観光を中心とした共創による儲かる地場産業のまちづくり

主な項目	主な施策の推進方針	関連する最悪の事態
③－1 地域経済の持続	○災害による被害で観光業をはじめとする企業活動が停滞しないよう、町内の事業者・企業における事業継続計画の策定の促進を図る。 ○事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞を回避するために、商工団体などの関係機関との連携により対策を図る。	4-1 6-2
③－2 農林水産業の振興	○農水産物や町内事業所の製品が円滑に流通するよう、対策を検討し、安定した供給を図る。 ○高齢者等のリタイアや後継者不足による農水産業人口の減少による、生産基盤の低下を避けるため、担い手育成の推進を図る。 ○農地には、農業生産基盤に加え、多面的な防災機能を有していることから、耕作放棄地の発生防止や解消を図る。 ○農業水利施設の老朽化・長寿命化の計画的な対策を図る。	1-3 4-1
③－3 交通ネットワークの構築と防災対策	○災害時にも、緊急輸送道路など幹線道路の交通ネットワークを確保できるよう、代替道路の整備を進めるとともに、長寿命化や耐震化などの防災対策を図る。 ○災害時に橋梁、宅地や建築物の安全性を確認できる人材の育成を図る。	1-1 6-2
③－4 海上輸送の機能停止に関する対策	○海上輸送の維持に必要な港湾施設の耐震、耐波性能の強化について、県と連携し、推進する。 ○本町は北海道と首都圏の物流を結ぶフェリー港を有していることから、港湾や港湾を結ぶ幹線道路に大きな被害が生じると、地域の経済活動に大きな支障が生じるため、幹線道路の維持管理・整備強化に努める。	4-3
③－5 金融サービス・郵便等の機能停止に関する対策	○郵便サービスの停止を防ぐため、日本郵便(株)の防災活動の支援を行うとともに、交通の麻痺が生じないよう道路の防災対策等を進める。 ○金融サービスの停止を防ぐため、各金融機関の防災活動の支援を行うとともに、インフラの強化及び早急な復旧に努める。	4-4

主な項目	主な施策の推進方針	関連する最悪の事態
③－6 食料等の安定供給の停滞に関する対策	○農水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、漁港施設の耐震化、耐津波・高齢化、魚市場の施設整備、農業水利施設や農道、漁港施設等の保全対策、総合的な防災・減災対策を推進する。 ○生鮮品管理上、不可欠な冷蔵庫・製氷機を有する生産拠点においては、非常用自家発電設備を整備するなど停電時でも稼働できるよう対策を推進する。	4-5
③－7 水の供給途絶に関する対策	○上水道等の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理、機能強化、供給支障発生時の早期復旧を図る。 ○災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、工業や農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡、活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資器材の確保等の強化を総合的に図る。	4-6
③－8 農地・森林や生態系等の被害に関する対策	○豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、間伐及び主伐後の再造林の推進を図る。また、森林被害を防止するための鳥獣害対策を図る。 ○災害時に河川及び海岸に大量の漂流、漂着物が発生した状況下では、農地や森林の生態系等の被害から地域の荒廃や多面的機能の低下が起こり得ることから、回収や処理等の実施を図る。 ○耕作放棄地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。 ○野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策等の実施を図る。	4-7



主な事業名	担当課
町内の事業者・企業における、防災意識の向上	生活環境課
被災宅地危険度判定士の養成	都市建設課
被災建築物応急危険度判定士の養成	都市建設課
道路改良事業	都市建設課
舗装補修事業	都市建設課
橋梁補修事業	都市建設課
文化財防火デーに伴う防火防災訓練	生涯学習課、消防本部
磯浜古墳群整備検討事業	生涯学習課
文化財収蔵・展示調査研究施設の確保	生涯学習課

④ 大洗の未来を担う人材を育てるまちづくり

主な項目	主な施策の推進方針	関連する最悪の事態
④－1 防災教育	○児童生徒、教職員の防災力強化のために、学校での防災教育を推進し、危機管理マニュアルの整備とそれに基づく避難訓練等の実施を図る。 ○町民の防災意識を向上させるため、町民に向けてハザードマップの配布や防災訓練、出前講座などを実施し、災害に備える知識や準備の普及を図る。	1-4
④－2 学校等における避難所開設・運営体制の整備	○多くの学校や公共施設は避難所に指定されていることから、避難者の受け入れをスムーズに行えるよう、避難所担当職員の訓練や備品等の適切な配置を行うとともに、施設管理者との連携など体制づくりを図る。	2-3 3-1
④－3 文化財及び伝統芸能の保全	○文化財は郷土の歴史文化の継承など、地域にとって欠かせないものとなっているため、資料収蔵施設の確保と収蔵・展示資料の調査研究を進め、文化的価値を損なわない補強案の検討を図る。	6-5
④－4 情報収集・伝達体制の確保	○非常時に町民、職員に適切な情報伝達ができるよう、情報伝達手段の多様化を図り、伝達体制の整備の推進を図る。 ○庁舎の被災時にも業務を継続する上で、重要な役割を担う基幹システムの機能維持やデータバックアップ、職員体制の強化を図る。	1-4 3-1 5-2



主な事業名	担当課
ハザードマップの更新及び周知	生活環境課
防災訓練の実施	生活環境課
防災教育・出前講座の実施	生活環境課
情報共有の推進事業	秘書広報課
庁内情報システム管理運用事業	秘書広報課
庁舎基幹システム管理運用事業	秘書広報課
自治体情報システム標準化・共通化移行事業	秘書広報課
文化財防火デーに伴う防火防災訓練	生涯学習課、消防本部
磯浜古墳群整備検討事業	生涯学習課
文化財収蔵・展示調査研究施設の確保	生涯学習課

⑤ 持続可能な行財政運営によるまちづくり

主な項目	主な施策の推進方針	関連する 最悪の事態
⑤－１ 関係機関との 連携	○国や県、近隣自治体など関係機関との連携強化を図る。	3-1
⑤－２ 被災者生活再 建の支援	○自然災害により、生活基盤が著しく被害を受けた被災者 に対して、様々な支援が円滑に実施できるよう、体制づく りを図る。	2-4 6-2
⑤－３ 迅速な復旧・ 復興	○自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジ ョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域 が衰退する事態を防ぐ。 ○大規模災害からの復興に際して、実際の運用や災害復旧 を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組 や手順等について、事前の備えとして検討及び情報の共 有を図る。 ○災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元 的に集約したデータベースの整備を図る。 ○災害時には、被災した地場産業の早期復興を支援 する取組を講ずる。 ○事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が 進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐ。 ○町内に長期間相続登記等がされていない土地が存在する と、災害時の復興に支障が生じることから、解消を図る。 ○災害時における所有者が不明な土地による支障を解消す るため、改正所有者不明土地法に基づく、所有者不明土地 計画作成制度等の活用を図る。 ○家屋の被災状況の把握等を迅速に行うため、IT 技術の活 用を図る。	6-1 6-4



主な事業名	担当課
災害を想定した関係機関との連携強化	生活環境課
被災者の生活再建に向けた体制づくり	生活環境課

⑥ 横断的分野

主な項目	主な施策の推進方針	関連する 最悪の事態
⑥－１ 地域の防災対応 力の向上	○ハザードマップの周知やマイタイムラインの作成など、町民へ災害に関する情報を積極的に提供し、防災に対する意識の向上を図る。 ○地域の中で日頃からの連携を通じて、助け合いによる災害時の避難体制や避難所運営組織の構築を目指し、「自助」、「共助」、「公助」による防災・減災の取組の推進を図る。	1-4 6-2
⑥－２ 情報収集・伝達体制の確保	○非常時に町民、職員に適切な情報伝達ができるよう、情報伝達手段の多様化など、伝達体制の整備の推進を図る。 ○庁舎の被災時にも業務を継続する上で、重要な役割を担う基幹システムの機能維持やデータバックアップ、職員体制の強化を図る。	1-4 3-1 5-2
⑥－３ 人材育成と資機 材確保	○発災時から復旧・復興までに必要となる職員は絶対的に不足しているため、地域の共助の他、他自治体や事業所からの人員と資機材の応援を速やかに受けられるよう、体制の強化を図る。	3-1 6-2
⑥－４ 社会資本等の老 朽化対策	○今後加速する社会資本等の老朽化に対し、「個別施設計画」に基づき公共施設の長寿命化を図り、持続可能な行政サービスを提供するため、適正な管理及び活用を図る。	2-3 3-1



主な事業名	担当課
防災情報の広報・周知による防災意識の向上	生活環境課
災害時における受援体制の充実	生活環境課
情報共有の推進事業	秘書広報課
庁内情報システム管理運用事業	秘書広報課
庁舎基幹システム管理運用事業	秘書広報課
自治体情報システム標準化・共通化移行事業	秘書広報課

主な事業名	担当課
大洗町公営住宅等長寿命化計画改定事業	都市建設課
町営住宅改修事業	都市建設課
民間賃貸住宅家賃補助事業	都市建設課
舗装修繕事業	都市建設課
橋梁補修事業	都市建設課
下水道ストックマネジメント支援制度	上下水道課

近年、災害は大規模化し発生件数も上昇していることを踏まえると、自然災害の発生を防ぎきることは困難である。そのため、被害を減らしていく「減災対策」を講じていくことが非常に重要と考えられる。

被害を最小限度に抑え、町民の生命と生活を守り、復旧・復興を速やかに実施し、地域経済・生活再建・地域活動を強靱化するために、全国的な課題である人口減少、コミュニティの希薄化、社会資本の老朽化を見据えながら、長期的な展望のもと、災害に対して持続可能な地域づくりを図る。

第6章 計画の推進と進捗管理

1 施策の重点化の設定

本町における国土強靱化を効率的かつ効果的に進めるため、人命保護を最優先とし、下記にある施策重点化の観点に基づき、26項目の「起きてはならない最悪の事態」の中から10項目を重点化項目として設定した。

§施策重点化の観点

重点化の要素	説明
影響の大きさ	当該施策が十分に進まないと、大規模自然災害発生時に「町民の生命や財産」に甚大な被害が生じるか
緊急性の程度	当該施策の緊急性が高いか
進捗状況	当該施策の進捗状況は（目標値に比べて現状値はどの程度か）
平常時における活用	当該施策が災害時だけでなく、町の振興（町活性化や観光客誘致）に寄与するか
費用対効果	かかるコストに比べて得られる効果が十分に高いか

§重点化する「起きてはならない最悪の事態」

事前に備えるべき目標		番号	起きてはならない最悪の事態
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な津波や土砂災害、突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う、長期的な市街地等の浸水等による多数の死傷者の発生（ため池の損壊や防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等も含む）
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-5	想定を超える多くの帰宅困難者の発生による混乱
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止

2 計画の推進

本町の国土強靱化を着実に進めるためには、計画に基づく取組の推進が必要である。

(1) 推進体制の構築

地域の強靱化を効果的に推進するためには、計画を策定する際に構築した策定体制と同様に、推進体制を構築することが必要である。

- ・庁内の関係する課が連携して、情報を共有しながら進める体制を構築するとともに、本計画に定めている施策やK P I（重要業績指標）の進捗状況を定期的に公表する機会を設けることも考えられる。場合によっては、年次計画（アクションプラン）を策定し、情報共有を行うことも検討する。
- ・地域計画は、町民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、町がこのような国土強靱化の取組を行っていることを町民に知ってもらうことが大切である。本計画の策定後に、周知を目的として住民向けのワークショップや説明会を行うことも検討する。
- ・自助や共助の取組を推進するために、町と自主防災組織、民間企業等が合同で訓練を行うことも必要となる。

※アクションプランとは

年次計画（アクションプラン）には以下のような事項を掲載する。

- ・プログラムごとの進捗状況（達成度・進捗を把握・評価）
- ・プログラムの推進計画（進捗状況に応じて計画を見直し）
- ・プログラム推進のための主要施策（進捗状況に応じて見直し・新規追加）

(2) PDCAサイクルの確立と徹底

本計画を推進するうえで、必要となってくるのがPDCAサイクルの確立と徹底である。本計画は、策定(Plan)して終わりではなく、計画的な施策の実施(Do)、計画の再確認や目標・実績の評価(Check)を経て、計画の見直しや改善(Action)を行って、常に実効的な計画としておく必要がある。

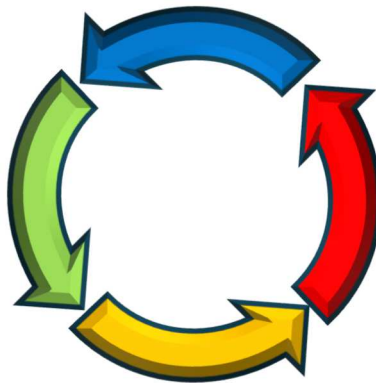
Plan

- | | |
|---------------------------|-------|
| 1 大洗町の強靱化を進めるための目標の明確化 | (第2章) |
| 2 事前に備えるべき目標及び最悪の事態の設定 | (第3章) |
| 3 最悪の事態を回避するために必要な施策分野の設定 | (第3章) |
| 4 最悪の事態を回避するための現状分析・評価 | (第4章) |
| 5 最悪の事態を回避するための施策・推進方針の検討 | (第5章) |
| 6 推進方針の重点項目を設定 | (第6章) |

Do

計画的な施策の実施

- ・担当課における進捗確認
- ・取りまとめ課による進捗確認



Action

全体の取組の見直し・改善

- ・最悪の事態の見直し
- ・脆弱性評価の見直し
- ・施策の再確認
- ・K P Iの再設定

Check

本計画は、以下のような観点から計画の再確認や目標・実績の評価を行うことが必要である。

- ・最近発生した自然災害（地震・豪雨土砂災害等）に照らして、計画の再確認を行ったか
- ・策定後に行われた法改正、基本計画等の見直しに照らして、計画の再確認を行ったか
- ・計画策定後、県内で発生した災害に照らして、計画の再確認を行ったか
- ・施策やK P Iの進捗状況を管理する仕組みはあるか
- ・施策やK P Iに未達項目は無い、また達成済みの項目で目標再設定が必要なものはあるか

(3) 他の計画の必要な見直し

本計画は、政策全般に関する計画として、国土強靱化の関連事項においては、大洗町総合計画や分野計画の指針となることから、本町で定める他の計画等について、本計画の方向性に合わせた見直し等を実施する必要がある。

【別紙】個別事業一覧

番号	事業名	路河川等名	事業概要・区間	現状値 (2024)	目標値 (2028)	完成目標 年次	全体事業費 (百万円)	残事業費 (百万円)	事業主体	該当する 最悪の事態
1	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間住宅	木造住宅耐震診断士派遣	－	事業継続	2028	1	1	大洗町	1-1
2	住宅・建築物安全ストック形成事業	民間住宅	木造住宅耐震化支援事業（総合支援メニュー）	－	事業継続	2028	4	4	民間	1-1
3	住宅・建築物安全ストック形成事業	その他建築物	危険ブロック塀等撤去費補助事業	－	事業継続	2028	1	1	民間	1-1
4	住宅・建築物安全ストック形成事業	その他住宅、建築物	大洗町耐震改修促進計画改定事業	－	2025	2028	3	3	大洗町	1-1
5	建築物耐震対策緊急促進事業	民間建築物	大規模建築物等耐震化支援事業	－	事業継続	2028			民間	1-1
6	公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅	大洗町公営住宅等長寿命化計画改定事業	－	事業継続	2031			大洗町	1-1
7	公営住宅等ストック総合改善事業	公営住宅	町営住宅改修事業	－	事業継続	2028			大洗町	1-1
8	民間住宅関連助成事業	民間賃貸住宅	民間賃貸住宅家賃補助事業	－	事業継続	2028	3	3	民間	1-1
9	民間住宅関連助成事業	民間住宅	住宅リフォーム事業	－	事業継続	2028	3	3	民間	1-1
10	宅地耐震化推進事業	民間宅地	調査、対策工事	－	事業継続	2028			大洗町	1-1
11	改築事業	関根祝町線	道路改良五反田～磯浜町 0.32 km	－	完了予定	2026	481	49	大洗町	1-1
12	改築事業	吉沼磯浜線	道路改良磯浜町 0.60 km	－	完了予定	2026	673	101	大洗町	1-1
13	改築事業	町道 8-2072 号線	道路改良大貫町 1.00 km	－	事業継続	2028	350	252	大洗町	1-1
14	修繕事業	町道 6-07 号線他	舗装補修桜道他 3.00 km	－	事業継続	2028	250	91	大洗町	1-1
15	修繕事業	町道 6-07 号線他	橋梁点検・補修富士山橋他 6 橋	－	事業継続	2028	100	100	大洗町	1-1
16	急傾斜地崩壊対策事業	旧陣屋地区	急傾斜地崩壊対策事業 170m	－	事業継続	2028	450	450	大洗町	1-3
17	交通安全対策事業	（主）大洗友部線	冠水対策、歩道整備成田町 1.00 km	－	完了予定	2028	300	300	茨城県	1-3
18	老朽化・耐震対策事業	（主）水戸鉾田佐原線	橋梁耐震大洗袖ヶ浦（上り下り）	－	完了予定	2027	1,000	1,000	茨城県	1-3
19	老朽化・耐震対策事業	（一）長岡大洗線	橋梁補修大貫橋	－	完了予定	2027	315	315	茨城県	1-3
20	老朽化・耐震対策事業	（一）那珂湊大洗線	橋梁補修海門橋	－	完了予定	2027	250	250	茨城県	1-3
21	防災子ども安全まちづくり事業	町道 8-1294 号線他	道路改良磯浜町 0.2km	－	完了予定	2029	397	229	大洗町	1-3
22	都市構造再編集中支援事業	町道 6-07 号線	道路改良桜道 28.7ha	－	完了予定	2026	228	95	大洗町	1-3
23	公園施設長寿命化計画策定事業	大洗総合運動公園他	計画策定	－	事業継続	2030	11	11	大洗町	1-3
24	公園施設長寿命化対策支援事業	大洗総合運動公園他	公園施設改修 14 公園	－	事業継続	2030	353	195	大洗町	1-3
25	防災集団移転促進事業（計画策定費）	堀割・五反田周辺地区	計画策定	－	事業継続	2032	368	124	大洗町	1-3
26	防災集団移転促進事業（事業費）	堀割・五反田周辺地区	集団移転 72 戸	－	事業継続	2032	3,476		大洗町	1-3
27	合併処理浄化槽設置整備事業		浄化槽の設置等に要する費用を助成	18 基／年	18 基／年	継続	39	39	大洗町	2-6、5-3
28	新ごみ処理施設整備事業		鉾田市と広域事務組合を設立し、広域ごみ処理施設を建設する	着手済	2027	2027	17,321	16,331	鉾田・大洗広域事務組合	2-6、6-3
29	大洗・鉾田・水戸グリーンセンター解体工事		新施設への移行に伴い既存施設を解体するもの	－	事業着手	未定			大洗・鉾田・水戸環境組合	2-6、6-3
30	基幹水道構造物の耐震化事業	大洗町中央配水場内	中央配水場耐震化	2027 着手予定	事業継続	2029	2,100	2,100	大洗町	1-2、2-4、 4-6、5-3
31	下水道総合地震対策事業	大洗町地内	重要な施設に接続する下水道管路の耐震化 L=6.0km 管路耐震診断 L=6.0km	2025 着手予定	耐震化率 86%	2029	200	200	大洗町	1-2、2-6
32	内水浸水リスクマネジメント推進事業	大洗町地内	内水浸水解析 A=430ha	着手済	内水浸水想定 区域図の公表	2026	30	8	大洗町	1-2、5-3
33	下水道ストックマネジメント支援事業	大洗町地内	港中央中家ポンプ場施設改築 N=1 箇所 管路施設 TV カメラ調査 L=8.2 k m	着手済	港中央中継ポンプ場 の安定稼働	2032	1,000	986	大洗町	1-2、2-6
34	文化財防火デーに伴う防火防災訓練	願入寺・西福寺・西光院・大洗磯前神社・幕末と明治の博物館	文化財所有者による指定文化財を対象とした防火防災訓練	1 月 26 日頃実施	1 月 26 日頃実施	毎年度実施			大洗町	6-5
35	磯浜古墳群整備検討事業	磯浜古墳群	史跡磯浜古墳群の整備基本計画の策定、整備事業	基本計画着手	整備基本計画策定	2037	0.2	19	大洗町	6-5
36	文化財収蔵・展示調査研究施設の確保		埋蔵文化財を中心とする資料の収蔵・保存・展示・調査研究	未着手	整備基本計画内での 位置づけ	2037			大洗町	6-5
37	高規格救急車更新整備事業		高規格救急車更新整備事業		2025	2025	59	59	大洗町	1-1
38	消防水利施設整備事業		耐震性貯水槽設置工事・設計業務委託		事業継続	2025	32	32	大洗町	1-3
39	新消防庁舎建設事業		老朽化した消防本部庁舎の移転・改築		事業継続	2027	2,300	2,300	大洗町	2-1、3-1
40	町立小中学校体育施設空調設備整備事業	町立小中学校体育館及び町立中学校 武道場	空調設備設置工事、断熱化工事（体育館 3 施設、武道場 2 施設）	南小中体育館 多目的室は設置済	3 施設（体育館 1、 武道場 2）	2033	735		大洗町	1-1、2-3

大洗町国土強靱化計画

策定：令和 2 年 3 月

改定：令和 7 年 3 月

発行：大洗町生活環境課